

床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準 を定める件の一部を改正する告示案について (概要)

1. 背景

建築物は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 20 条第 1 項の規定により、建築物の構造等に応じて、構造計算を行うことや、技術的基準に適合することにより、安全上必要な構造方法によらなければならないとされているところである。

伝統的構法による木造建築物は、一部の仕様が建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 3 章第 3 節に規定する木造に係る技術的基準に適合せず、高度な構造計算により安全性を確かめる必要があるとされているところ、伝統的構法による場合の建築に係る負担の軽減を図るため、伝統的構法の円滑な建築に資する技術的基準の整備が求められている。

今般、建築基準整備促進事業により、伝統的構法による小屋ばり組に関する新たな技術的な知見が得られたことを踏まえ、伝統的構法による木造建築物に関する木造の技術的基準を整備するため、「床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準を定める件」（平成 28 年国土交通省告示第 691 号。以下「基準告示」という。）について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正概要

(1) 小屋ばり組の変形防止方法の基準の追加

床組が基準告示第 1 号又は第 2 号（床組に係る基準に限る。）に適合している場合における小屋ばり組（次の①～⑦に掲げる基準に適合するものに限る。）に木板その他これに類するものを打ち付ける基準については、小屋ばり組に緊結する部材の種類に応じ次のとおり打ち付けること、又はこれと同等以上の耐力を有するようにすること、を可能とすることとする。

- ・野地板^{※1}を一定の基準^{※2}で打ち付けたたる木^{※3}にあつては、小屋ばり組の軒桁に対して、たる木の両側面からくぎ（JIS A 5508-2005 に規定する N75）を用いて斜めに打ち付けること。

※1 厚さが 15 ミリメートルであり、幅が 80 ミリメートル以上のものに限る。

※2 たる木に対して、野地板を、くぎ（JIS A 5508-2005 に規定する N50）を 2 本ずつ用いて 135 ミリメートル以下の間隔で打ち付けるものとする。

※3 継手がある場合にあつては、継手を乱継ぎとしたものに限る。

- ・小屋束にあつては、小屋ばり組の小屋ばりに対して、短ほぞ差し及びかすが

い両面打ちにより緊結すること。

(小屋ばり組の要件)

- ① 小屋ばりの長さは、8メートル以下であること。
- ② 小屋ばりと軒桁とを、かぶとあり掛け及び羽子板ボルト締により緊結すること。
- ③ 小屋ばり組に係る屋根の形式は、切妻屋根^{※4}、寄棟屋根又は方形屋根^{※5}であること。
 - ※4 切妻屋根 切妻壁又は張り間方向の筋かいを設けたものに限る。
 - ※5 寄棟屋根又は方形屋根 棟木及び軒桁に対して、隅木を、その両側面からくぎ（JIS A 5508-2005 に規定する N90）を用いて斜めに打ち付けたものに限る。
- ④ 小屋ばり組に緊結する小屋束に対して、棟木及びもやを、長ほぞ差し及びかすがい両面打ちにより緊結すること。ただし、小屋束の上下の横架材の相互の間隔が 600 ミリメートルを超える場合にあつては、小屋組の桁行方向に、厚さ 27 ミリメートル以上であり幅 105 ミリメートル以上の小屋貫、又は厚さ 15 ミリメートルであり幅 90 ミリメートル以上の筋かい（端部をくぎ（JIS A 5508-2005 に規定する N75）を 2 本以上用いて小屋束に打ち付けられるものに限る。）を設けること。
- ⑤ 小屋ばり組に緊結するたる木を、棟木及びもやに対して、たる木の両側面からくぎ（JIS A 5508-2005 に規定する N75）を用いて斜めに打ち付けること。
- ⑥ 小屋ばり組が接する階の、張り間方向の両端からそれぞれ 4 分の 1 の部分（以下「側端部分」という。）を除いた部分について、存在壁量（その階の桁行方向に配置する壁を設け又は筋かいを入れた軸組について、令第 46 条第 4 項の表 1 の軸組の種類欄に掲げる区分に応じて当該軸組の長さに同表の倍率欄に掲げる数値を得た長さの合計をいう。以下同じ。）が、その階の床面積（その階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合においては、平成 12 年建設省告示第 1351 号に規定する数値を加えた数値とする。以下同じ。）に同項の表 2 に掲げる数値及び次の表に掲げる数値を乗じて得た数値以上となること。

小屋ばりの長さ	建築物の桁行方向の側端部分を除いた部分に必要な壁量の割合					
	階数が1の建築物			階数が2の建築物		
	桁行方向の壁率比※6が0.9以上の場合	桁行方向の壁率比が0.7以上0.9未満の場合	桁行方向の壁率比が0.5以上0.7未満の場合	桁行方向の壁率比が0.9以上の場合	桁行方向の壁率比が0.7以上0.9未満の場合	桁行方向の壁率比が0.5以上0.7未満の場合
4メートル以下	—	—	0.05	—	0.1	0.2
6メートル以下	0.05	0.15	0.25	0.15	0.25	0.35
8メートル以下	0.15	0.25	0.35	0.25	0.35	0.4

※6 平成12年建設省告示第1352号第2号に規定する壁率比をいう。

- ⑦ 小屋ばり組が接する階の、桁行方向の各側端部分それぞれについて、存在壁量が、令第46条第4項の表2に掲げる数値にその階の床面積及び0.25を乗じて得た数値以上となること。

(2) その他所要の改正を行うこととする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行 令和4年4月下旬